2026年11月13日

各　位

会 社 名　株式会社アクリート
代表者名　代表取締役社長　株本　幸二
（コード：4395、東証グロース）
問合せ先　取締役経営管理本部長　山本　敏晴
（TEL. 050-5369-3777）

監査等委員会の決議による第三者委員会の設置に関するお知らせ

当社は、2026年9月28日付け「特別調査委員会の調査報告書受領及び公表に関するお知らせ」のとおり、当社におけるソリューション事業領域におけるコンテナ型データセンター関連取引等（以下「本件」といいます。）について、特別調査委員会の調査を実施し、その結果を公表しておりますが、この度、当社監査等委員会は、本件について、より独立性の高い立場から調査を実施することが必要であると判断し、当社と利害関係を有しない外部の専門家で構成される第三者委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置する方針を2026年11月12日開催の臨時監査等委員会にて決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．第三者委員会設置の経緯及び目的

当社監査等委員会は、2026年11月6日、一時会計監査人である監査法人Ks Lab.から金融商品取引法第193条の3第1項に基づく通知書を受領いたしました。

同通知書において、監査法人 Ks Lab.は、従前の特別調査委員会による調査について、その調査範囲、調査方法及び調査結果の検証可能性等の観点から、当該調査結果に依拠することはできず、追加的な調査及び検証が必要であるとの見解を示しております。また、同項に定める「適切な措置」として、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠した第三者委員会による調査以外の方法を適切な措置と評価することはできない旨が記載されております。

なお、同通知書等において、監査法人 Ks Lab.は、従前の特別調査委員会の調査結果に誤りがあることや、不正行為の存在及び関係者の故意について認定したものではない旨を明示しております。

これらを踏まえ、当社監査等委員会は、従前の調査では十分に確認・検証されていない事項について、独立した第三者の立場から調査及び検証を行い、事実関係を明確にする必要があると判断し、監査等委員会の決議により、上記ガイドラインに準拠した第三者委員会を設置することといたしました。

２．第三者委員会の構成

委員の氏名および属性につきましては、現在選定を進めており、決定次第速やかにお知らせいたします。

３．第三者委員会への委嘱事項

本件の事実関係の調査、類似事象の有無の調査、原因の究明、再発防止策の提言及び本委員会が必要と認める事項になります。

４．今後の見通し

本委員会による調査には相応の期間を要する見込みですが、調査報告書を受領次第、その調査結果および今後の対応方針について速やかに公表いたします。

本委員会の調査に係る費用が発生する見込みですが、現時点でその金額を合理的に見積ることは困難であります。また、調査の結果によっては、当中間連結財務諸表及び過年度の連結財務諸表を訂正する可能性があります。

株主・投資家皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以　上